

東小岩小学校 いじめ防止基本方針

東小岩小学校では、子供たち一人ひとりが安心して登校し、仲間のよさを認め合い、互いに磨き合い、共に学び合うとともに、厳しさと温かさの中で豊かな心が育つことを目指して、以下のようにいじめ防止基本方針を策定する。

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本方針は、いじめはどの学校でも起こりうるという認識の下、本校が日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめがあることが確認された場合には、速やかに解決するために、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な考え方を次のように定める。

1 いじめを生まない、許さない学校づくり

■学校が一丸となって取り組む

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教職員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、特定の教職員による対応に頼るだけでなく、学校全体による組織体制を整える。

■いじめに関する子どもの理解を深める

学校の全教育活動を通じて、いじめについて深く考え理解するための取組を充実させる。その中で、子どもが「いじめは絶対許されない」ことを自覚するように促していく。

2 子供をいじめから守り通し、 子供のいじめ解決に向けた行動を促す

■いじめられた子どもを守る

いじめられた子どもが安心して学校生活を送ることができるように、いじめられた子どもからの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた子どもを組織的に守り通す。

■周囲の子どもを支える

「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えている子どもがいることを受け止め、勇気をもって教職員等に伝えた子どもも守り通す。また、周囲の子どもの発信を促すため、代表委員会等による主体的な取組を支援する。

3 保護者・地域・関係機関と連携して取り組む

■ 社会総がかりで取り組む

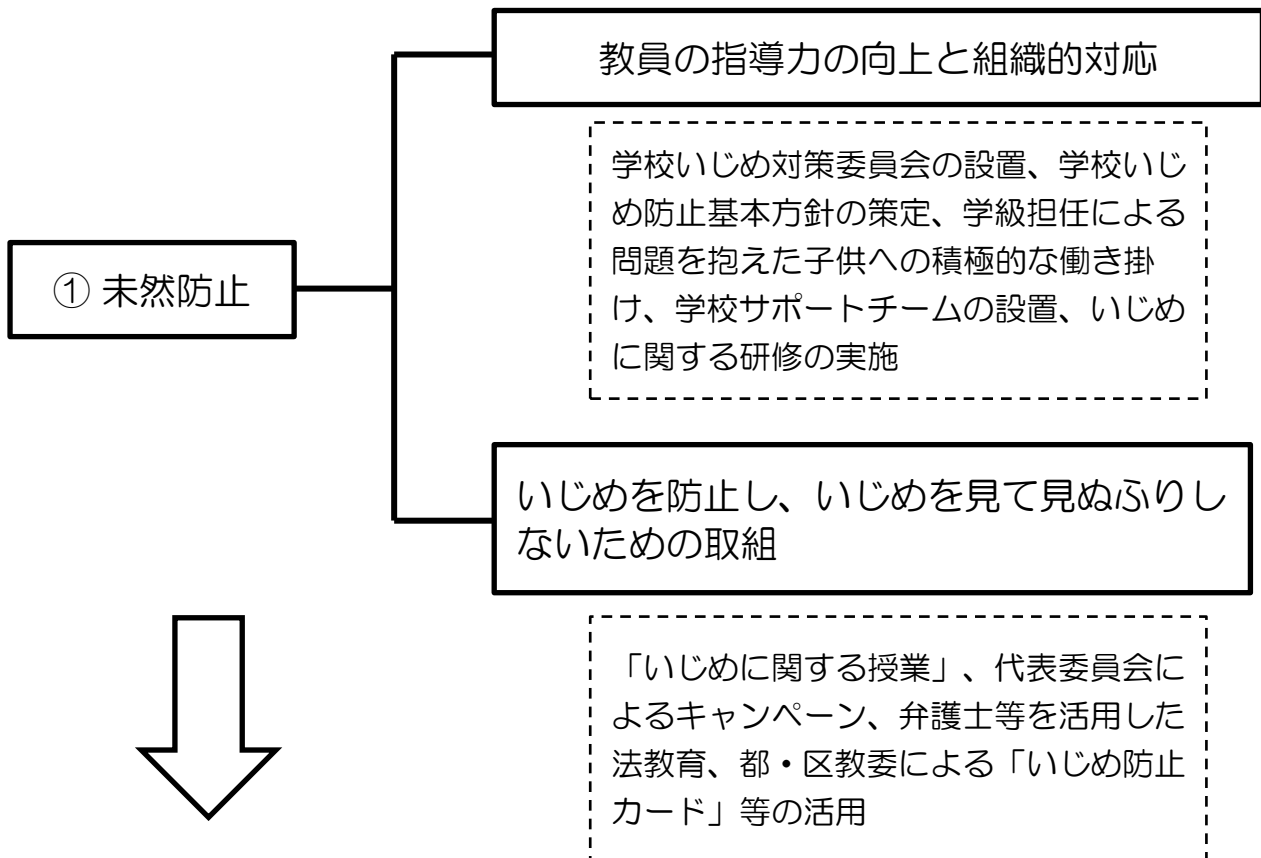
学校が、いじめ問題を迅速かつ的確に解決するため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む。

保護者は、その保護する子どもがいじめを行うことのないよう、規範意識を養う指導などに努めるとともに、子どもをいじめから保護する。また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめ防止等の取組に協力するよう努める。

いじめに対する取組

いじめ問題を解決するには、特定の教職員の力に頼るのではなく、学校全体でいじめ問題に対応していく必要がある。日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合に速やかに解決するため、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対応」に努める。子供の尊い命が失われることは決してあってはならないことであるので、特に早期発見・早期対応を基本として取組んでいく。

4つの段階に応じた具体的な取組



②早期発見

いじめの「見える化」①
子供の日常生活からいじめの萌芽を素早く察知

定期的な「生活意識調査」の実施、「ふれあい月間」の活用、スクールカウンセラーによる全員面接、個人面談の実施、全教員による校内巡回等を通じた子供の観察、関係機関との連携による学校非公式サイトの監視

いじめの「見える化」②
被害の子供、周囲の子供からの情報の確実な受信

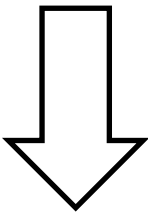
効果的な「ふれあい月間アンケート」の実施・分析・活用、都・区教委作成の「いじめ防止カード」の活用、代表委員会による主体的な取組の支援

学校いじめ対策委員会による
いじめの確実な発見

子供の行動の記録、ファイリングの徹底、ファイリングされた情報や生活意識調査等により把握した情報の共有、「いじめ発見のチェックシート」の活用による確実な発見

保護者・地域との連携

学校便りや保護者会の積極的な活用、保護者相談の実施、スクールカウンセラーの保護者への紹介、すくすくスクール、子ども家庭支援センターとの連携



③早期対応

学校いじめ対策委員会を核とした対応

把握した情報に基づく対応方針の策定、学校いじめ対策委員会を核とした役割分担の明確化、緊急いじめ対策会議の開催

被害の子供・加害の子供・周囲の子供への取組

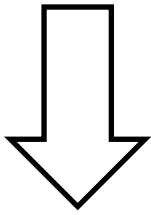
被害の子供の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用したケア、加害の子供に対する組織的・継続的な観察・指導等、いじめを伝えた子供の安全の確保

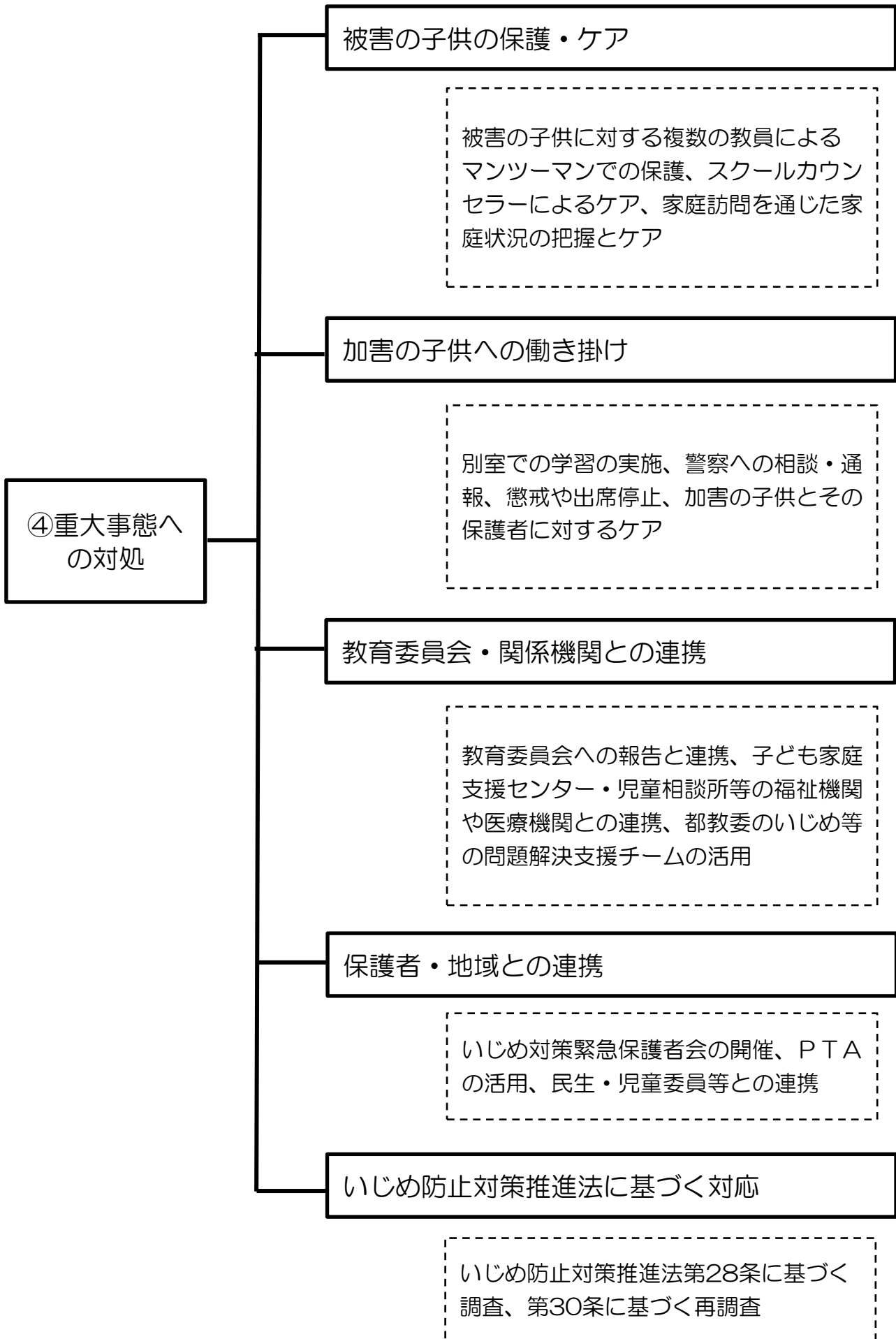
教育委員会・関係機関との連携

教育委員会への報告と教育委員会による支援、学校サポートチームを通じた警察・子ども家庭支援センター・児童相談所等との連携・協力

保護者・地域との連携

いじめ対策保護者会の開催、PTAの活用、地域人材を活用した登下校時の見守りなどの実施





いじめに対する体制

いじめ問題を解決するには、特定の教職員の力に頼るのではなく、学校全体でいじめ問題に対応していく必要がある。そのために、必要に応じて以下のような体制をつくり対応にあたる。

◎いじめ対策委員会

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、校長のリーダーシップの下、いじめ問題に組織的に対応するため「学校いじめ対策委員会」を設置する。

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

～いじめ防止対策推進法第22条～

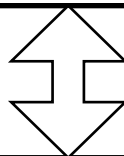
《いじめ対策委員会》

【メンバー】

学校長、副校長、生活指導主任、各学年主任、人権教育担当教諭、養護教諭、教育相談担当者、スクールカウンセラー等

【活動内容】

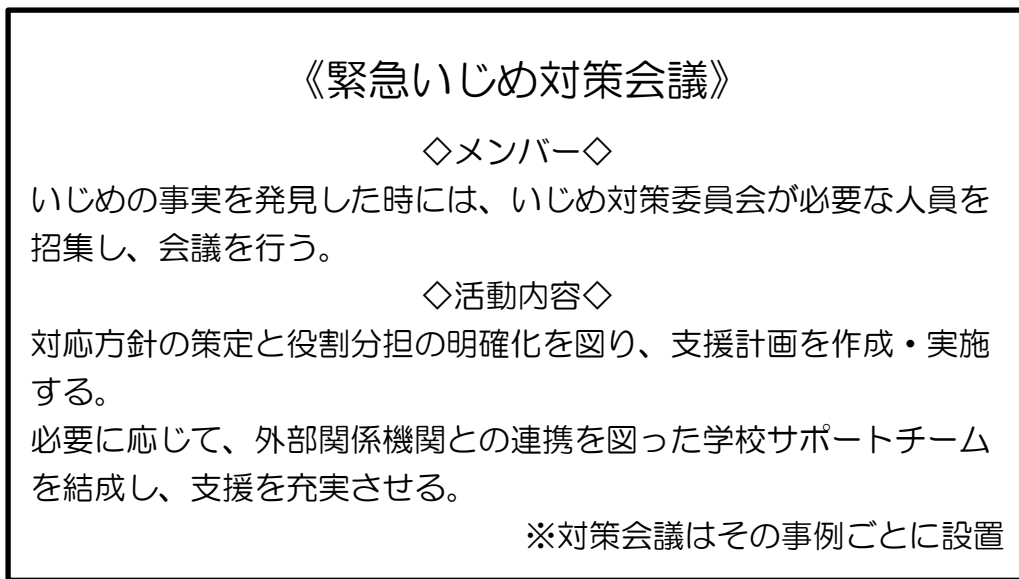
- いじめ未然防止から終息後までの対応マニュアル作成
- 運営年間指導計画及び活動事例の作成
- 保護者・地域・関係機関との連絡調整
- 関係した子どもの指導と支援計画の作成
- 重大事態発生時の区及び区教育委員会の調査への協力
- 実態把握（アンケート調査）
- 校内研修等の企画
- 保護者・地域への啓発活動



《各学年・学級》

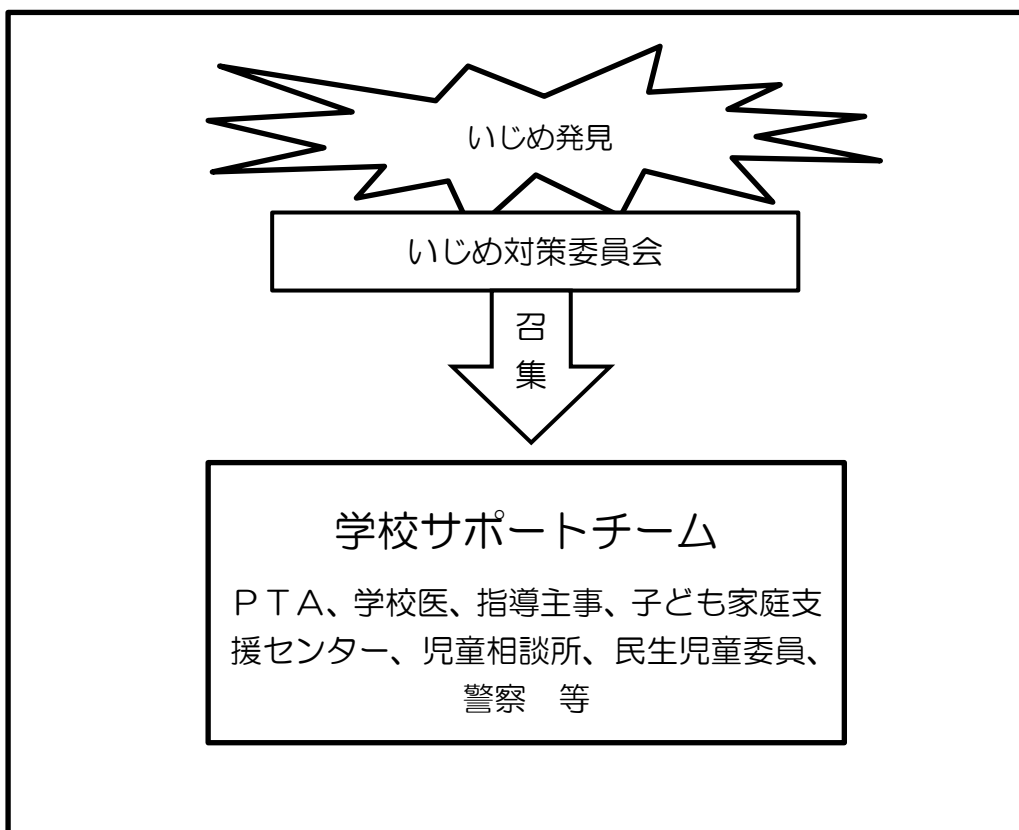
- 計画的な指導の実施
- いじめの実態把握、早期発見

◎緊急いじめ対策会議



◎学校サポートチーム

いじめ対策委員会の要請を受けて、学校サポートチームを編成する。



ネットいじめへの対応 等

- ① ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ② 早期発見の観点から、教育委員会等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知を図る。
- ③ パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもPTA研修会、学年懇談会、学校だより等で積極的に理解を求めていく。